

公益認定等委員会 だより

第19号 平成25年6月3日発行

公益認定等委員会 発行

移行期間は平成25年11月30日まで

目次

4月29日、山下委員長が日本の公益認定等委員会のモデルともなった英国チャリティ委員会を訪問し意見交換を行いました。詳しくは2ページからの記事を御覧ください！

P2・・・

山下委員長 英国チャリティ委員会を訪問

英国のチャリティをめぐる事情や日英の制度比較などについて意見交換がされました

P4・・・

消費税法施行令改正

一定の要件を満たす場合に寄附の全額を寄附目的に使えるようになります

P5・・・

Q&A 会計基準について

平成20年会計基準を適用する際の留意点を解説！

P8・・・

定期提出書類等の作成・備え置き・提出のお願い

3月末で事業年度が終了する法人は、6月中の提出が必要です

P9・・・

公益法人の活動紹介

「公益財団法人私立大学退職金財団」

P10・・・

申請サポートについて



<https://www.koeki-info.go.jp/>

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページをご覧ください



内閣府

内閣府への申請状況
(平成25年5月31日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2, 204	64	2, 022	118
移行認可	2, 148	101	1, 981	66
新規認定	201	31	146	24
合計	4, 553	196	4, 149	208

- 移行認定：特例民法法人から公益法人への移行
- 移行認可：特例民法法人から一般法人への移行
- 新規認定：新たに設立した一般法人から公益法人への移行



山下委員長

英国チャリティ委員会を訪問

本年4月29日、公益認定等委員会の山下委員長がロンドンにある英国のチャリティ委員会を訪問し、サム・ヤンガー最高執行責任者(チーフエグゼクティブ)とナイジェル・ターリング国際部長に会見し、意見交換を行いました。

平成20年施行の日本の公益法人制度改革では、公益性の認定と公益法人の監督に委員会制度を導入するに当たり、英国の制度も参考とされました。これも踏まえ、今回の訪問となりました。やりとりでは、日英の制度比較、チャリティをめぐる最新英国事情のほか、非営利セクターの活動の国際的な広がりや地球規模化の問題にまで話が及びました。ここでは、面談におけるやりとりのうち、いくつかの話題をピックアップし、先方の主な発言を要約して紹介します。(日本側の説明部分は原則省略しています)



【解説：英国チャリティ委員会とは】

チャリティ委員会はイングランド及びウェールズ地方におけるチャリティ(慈善事業)の登記及び監督機関である(スコットランドと北アイルランドには別の登記・監督機関がある)。委員会は閣外の機関だが、独立した行政機関として自らの名前で行政行為を行う。

チャリティ委員会は委員長を含む最大で8名の委員で構成され、委員の任期は一期3年、委員のうち2名は法的資格を有する者から任命される。委員は、委員会の戦略の決定、事務執行の監視、会計管理の責任を負うが、個別の決定には関与しない「非執行型」の委員会である。このため、委員会の会議は年に7回程度、ほかに年次の公開会議が2回等と限られている。委員会が行う個々の決定や日々の経営・運営は、チーフエグゼクティブと11名からなる上級幹部チームに委任されている。現在の職員数は300人(5年前の600人、3年前の400人から削減)である。

委員会とチャリティ団体との関係

当委員会は16万5,000ものチャリティ団体を所管し、団体の登記から管理監督まで広範な役割を有している。各団体の登記はもちろんのこと、それ以外にも団体の目的変更や財産の売却には、法的に正式な当委員会の認可が必要とされるので、監督の業務量は膨大である。

面白い話だが、当委員会は、規制対象となるチャリティ団体から「規制を強めてくれ」と要請されている。我々の規制によって各団体の信頼性が高まることから、チャリティ団体の長が冗談めかしてそう言うのである。

各団体とチャリティ委員会は良好な関係にあるが、これは委員会がどの省庁にも属していないからである。団体側から見て、委員会が政治的な思惑を持っている組織でないという安心感がある。世界の多くの国々では、各省庁がチャリティセクターを所管しているため、政治的な役割を持っているものとみなされ、そのことがNGO、NPOとの関係構築の際の障害となるケースもあるが、英国では非常に良好な関係を築いている。

委員会のウェブサイトは、その大部分がチャリティ団体への情報提供と助言であり、情報量も豊富である。これらの情報の大半は各チャリティ団体と協力して作り上げたものであり、非常に評判が良い。

民が担う公益

英国では、伝統的にチャリティが盛んな文化的な背景があり、成人人口の約半分以上が何らかの形でボランティア活動に従事している。

英国でも全ての社会問題を政府が単独で解決できる訳ではなく、チャリティ団体の役割が大きくなってきている。実際、この20年間で、チャリティ団体が国及び地方の政府の仕事を担う割合が増えてきている。

近年の歳出削減や経済の低迷によって、個人・企業からの寄付金の減少等で、チャリティ団体は財政的に厳しい状況に直面しているのが現状であるが、ボランティアは英国の文化に深く根差したものであり、今後、人々の一層チャリティに対する寄付の意識を高めていこうと考えている。特に米国では、富裕層のチャリティの寄付に対する意識が高い。

重要なチャリティ団体のガバナンス

ガバナンスが重要になってきているとの(山下委員長の)お話を興味深く伺った。我々にとっても、最も重要なものはガバナンスである。

登記の際、チャリティを目的とするものであればチャリティ団体として認可する。認可された団体は「年次報告」や「会計報告」等によりチャリティ委員会に活動状況を報告する義務を負う。ただ、彼ら自身がチャリティ法の遵守義務を課せられており、我々はチャリティ団体が行う活動そのもの、例えば、効率的に運営がなされているかどうかなど、個々の事業活動の内容について監督をすることはない。

法令遵守(コンプライアンス)業務の中で問題が起こるのは、ほとんどの場合、団体のガバナンスの脆弱性に起因している。その多くが意図的なものではなく、不注意から、また「知らなかった」がゆえに法を逸脱してしまうことが多い。背景には、チャリティ団体の運営に当たっている理事会がボランティアで運営されていることが多く、報酬をもらって理事を務めている人がほとんどいないということもある。このため、チャリティ団体の理事会メンバーがガバナンスについて理解しているか、委員会がその確認を行っている。事前にガバナンスの重要性を理解していれば、問題を回避できるだろうと考えるからである。

対象との適切な距離

英国のチャリティ委員会の成功は、チャリティ団体と良好な関係を構築できたことにあると申し上げた。ただ、規制当局たる委員会と規制対象である団体との距離は近過ぎていけない。彼らの意見に耳を傾けつつ、適切なアドバイスを行い、適度な距離を保つことが重要であると考えます。

※このほか、以下の項目が話題にのぼっています。

- チャリティ団体の登記の動向
- コンプライアンスの優先項目とは
- グローバル化するチャリティセクターをめぐる問題点

■詳細は「公益法人information」サイトをご覧ください！

トップページ＞内閣府からの重要なお知らせ(H25. 5. 17)

★英文ホームページも大幅リニューアルしました。ぜひご活用下さい！
「公益法人information」サイト
トップページ右上 > English

消費税法施行令が改正され

一定の場合に 公益法人の消費 税負担が軽 減されることと なりました！

「平成25年度税制改正の大綱」(平成25年1月29日閣議決定)において、「公益社団・財団法人が受ける寄附金のうち当該寄附金の募集要綱等(行政庁の確認を受けたものに限る。)においてその全額の用途が課税仕入れ等以外に限定されているものについては、消費税の特定収入から除外する。」とされていました。

5月31日、消費税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第167号)が公布され、当該措置に必要な法令の規定が整備されました。施行日は平成26年1月1日で、同年4月1日以後に募集が開始される寄附金収入に適用されます。

■改正政令等の詳細は「公益法人information」をご覧ください！

トップページ>内閣府からの
重要なお知らせ

■(例えば・・・) 募集した寄附金の全額を他団体への助成に使用するケース

これまで

その寄附金は、特定収入にカウントされ、法人全体収入に占める割合に応じて、仕入控除できる税額が減少

➡納付する消費税額の増加要因

改正後

全額を他団体への助成に使用することが募集要綱等で明らかにされているなど一定の要件を満たすことにつき、行政庁の確認を受けた場合

➡特定収入から除外されるため、消費税額が増えない

対象となる寄附金の主な要件

- ① 寄附金を募集する主体が公益社団法人又は公益財団法人であること
- ② 寄附金が特定の活動に係る特定支出※のためにのみ使用されること

※特定支出の具体例としては、支払助成金、支払寄附金などが対象となります。なお、寄附金の一部であっても募集経費又は管理費に使用する場合には、募集経費又は管理費に使用する部分だけではなく、寄附金の全体が対象になりません。

- ③ 寄附金が期間を限定して募集されること
- ④ 寄附金が他の資金と明確に区分して管理されること

上記要件を全て満たすことにつき、寄附金募集要綱等で明らかにされていることに関し、募集開始前に**行政庁の確認**を受ける必要があります。

行政庁への確認申請は、来年1月1日から受付を開始する予定です。
手続の詳細等は、今年中に公益法人informationに掲載する「申請の手引き」を御覧ください。

※確認後は寄附金の用途等について制約が生じ、確認時の用途と異なる用途に使用する等一定の場合には、認定法上の報告徴収等の対象になる可能性がありますので、「申請の手引き」をよく御確認ください。

会計基準について

平成20年に制定された公益法人会計基準を適用する際の留意点をまとめました

問

公益法人又は一般法人(移行法人)に移行して初めて計算書類などを作成します。その際、会計基準については、従来用いていた平成16年の会計基準から平成20年に制定された公益法人会計基準に変更することとしていますが、変更にあたり留意すべき点がありますか。

回答

1

変更にあたり留意すべき点として、まず法令上定められた財産を保有する場合、財産目録などで表示することとなりますので、以下の点に御留意ください。

① 公益法人の場合

公益目的保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金等を保有する場合には、財産目録に場所・物量等、使用目的等などの欄を設け、内容を記載することになります(認定規則第25条及び第31条第3項、公益認定等ガイドライン I 8. (1)③、公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)の運用指針13.(6)参照)。

財産目録
平成25年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
...			
基本財産	土地	500㎡ ××市△△町3-5-1	公益目的保有財産であり、○○事業の施設に使用している。
	投資有価証券	○○株式 10,000株	80%は公益目的保有財産であり、運用益を○○事業の財源として使用している。
特定資産	○○積立資産	定期預金 ○○銀行○○支店	特定費用準備資金であり、△△事業の××平成○○年度、充当予定で積み立てている。
...			

注) 財産目録の固定資産の部を一部抜粋

② 移行法人の場合

貸借対照表において実施事業資産(実施事業に係る資産)を区分して明らかにする必要があります(整備規則第42条第1項)。その方法として例えば、(ア)損益計算書同様、内訳表において実施事業等会計、その他会計及び法人会計の3つに区分することにより、明示する方法や、(イ)貸借対照表に実施事業資産を注記する方法が考えられます(FAQ問X-4-②参照)。

貸借対照表内訳表
平成25年3月31日現在

(単位:円)

科目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
I 資産の部				
1. 流動資産				
...				
2. 固定資産				
特定資産				
○○積立資産				

注) 貸借対照表内訳表の固定資産の部を一部抜粋

ア. 貸借対照表内訳表で区分表示

イ. 貸借対照表の注記で表示



貸借対照表
平成25年3月31日現在 (単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
...			
2. 固定資産			
〇〇積立資産			

(注) 実施事業等会計区分の固定資産のうち、
〇〇積立資産××円は実施事業資産である。

注) 貸借対照表の固定資産の部を一部抜粋

2

また、公益法人、移行法人ともに区分経理をすることになりますので、以下の点に御留意ください。また、会計区分間にて正味財産増減額の振替が発生する場合には、他会計振替勘定を用いて振替額を表示します。

① 公益法人の場合

公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に区分した正味財産増減計算書内訳表(必要に応じて貸借対照表内訳表)を作成することになります(認定法第19条、公益認定等ガイドライン I 18.(2)、公益法人会計基準の運用指針 13.(1)及び(2)参照)。

正味財産増減計算書内訳表
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで (単位:円)

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	公2	小計	収1	収2	小計		
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
2 経常外増減の部								
...								
他会計振替額			〇〇			△〇〇		
当期一般正味財産増減額	●●	▲▲	◆◆	■	●●	▲▲	◆◆	■

注) 正味財産増減計算書内訳表を一部抜粋

② 移行法人の場合

実施事業等会計、その他事業、法人会計に区分した正味財産増減計算書内訳表(必要に応じて貸借対照表内訳表)を作成することになります(整備規則第42条、公益認定等ガイドライン II 4.、公益法人会計基準の運用指針 13. (1)及び(2)参照)

正味財産増減計算書内訳表
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで (単位:円)

科目	実施事業等会計			その他事業会計			法人会計	合計
	継1	継2	小計	他1	他2	小計		
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
2 経常外増減の部								
...								
他会計振替額			〇〇			△〇〇		
当期一般正味財産増減額	●●	▲▲	◆◆	■	●●	▲▲	◆◆	■

注) 正味財産増減計算書内訳表を一部抜粋

さらに、附属明細書として、基本財産及び特定資産の明細や、引当金の明細などを作成することになります(法人法第123条第2項、法人法規則第33条、公益法人会計基準第6参照)。

このほか、主なもので一般正味財産を財源に取得した投資有価証券を保有する場合には、当該資産から発生する評価損益等については、正味財産増減計算書上、その他の経常収益及び経常費用と区別して記載することとなっていますので、御留意ください(公益法人会計基準注解(注16)、同運用指針13.(2)参照)。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	土地	××			××
	投資有価証券	△△			△△
	基本財産合計	△△			□□
特定資産	〇〇積立資産	〇〇			〇〇
	特定資産合計	●●			●●

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	10,000,000	300,000	0	0	10,300,000

正味財産増減計算書 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
評価損益等調整前当期経常増減額	1000		
基本財産評価損益等	50		
特定資産評価損益等	100		
投資有価証券評価損益等	▲50		
評価損益等計	100		
当期経常増減額	1100		
.....			
II 指定正味財産増減の部			
III 正味財産期末残高			

※詳細は、公益認定等ガイドライン、公益法人会計基準、「公益法人会計基準」の運用指針等を御覧下さい。

注) 正味財産増減計算書を一部抜粋

定期提出書類等の作成・備え置き・提出のお願い

事業報告書等については、国民に対して、法人運営の透明性を確保し、その説明責任を果たすために大変重要な書類であることから、事務所への備え置きと行政庁への提出が義務付けられています。3月末で事業年度が終了する法人におかれましては、6月中の提出が必要となります。なお、25年4月1日に一般法人に移行された法人におかれましては、公益目的財産額の確定の手續に必要な書類の提出も6月中にお願いいたします。

事業年度が3月末で終了する法人の皆様へ



■公益法人は「事業報告等」の作成・備え置き・行政庁への提出が必要となります。

「事業報告等」

財産目録、役員等名簿、役員報酬等の支給基準を記載した書類、キャッシュフロー計算書(会計監査人設置法人のみ)、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿(公益社団法人のみ)、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告・会計監査報告(会計監査人設置法人のみ)等

■公益目的支出計画を実施中の一般法人は「公益目的支出計画実施報告書等」の作成・備え置き・行政庁への提出が必要となります。

「公益目的支出計画実施報告書等」

公益目的支出計画実施報告書、同報告書の監査報告、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、監査報告・会計監査報告(会計監査人設置法人のみ)等

上記の書類は、**毎事業年度経過後3か月以内に作成し行政庁に提出する**ことが必要となります。

本年4月1日に一般法人に移行された皆様へ

一般法人に移行された法人におかれましては、移行の登記の日から3か月以内に、移行の登記の日の前日を算定日とし、公益目的財産額を再度算定した上で貸借対照表及びその附属明細書等の必要書類を認可行政庁に提出する必要があります。

なお、提出後、行政庁で内容を確認し、誤りがないと認めた場合は、その旨を通知いたします。(公益目的財産額等の確定)



～留意点～

■移行の登記完了後、「登記完了届出」が行政庁に対して行われていない場合、「確定手續」を電子申請上で行うことができませんので、当該届出を必ず行っていただくようお願いいたします。

■額の算定にあたっては、移行認可申請時に用いた不動産鑑定士の評価額などを確定時の算定額として用いることができます。

～公益財団法人私立大学退職金財団～ (内閣府認定)

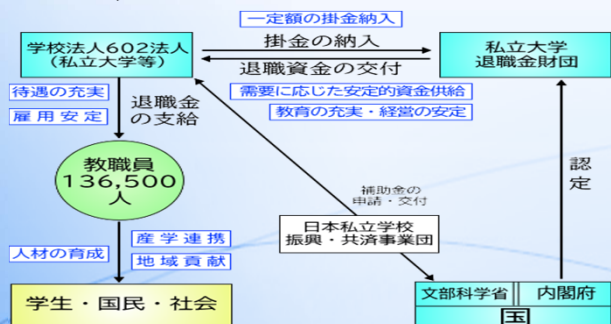
公益財団法人私立大学退職金財団は、私立の大学、短期大学、高等専門学校に勤務する教職員の待遇の安定と向上に資し、あわせて私立大学等を設置する学校法人の経営の安定に寄与するため、当該学校法人に対し、当該私立大学等に勤務する教職員の退職金給付に必要な資金の交付を行うことにより、私立大学等の教育の充実及び振興を図ることを目的として昭和56年8月に財団法人として設立され、本年4月1日から公益財団法人として活動しています。

退職金に関する2つの事業

■退職資金交付事業

私立大学等を設置する601の学校法人（全学校法人の約9割）を維持会員とし、掛金の拠出を受け、これを財源として退職資金交付事業を行っています。各学校法人の退職資金の発生は年ごとに大きな変動がありますが、各学校法人は本財団に加入し掛金を一定額納入していれば、多くの退職者が発生した場合においても学校法人の財政状況等に影響されず、支払資金に支障をきたすことなく、退職金を支給することができます。

このように安定して学校法人に退職資金を交付することにより、教職員の退職金に係るセーフティネットの確立が図られ、教職員の待遇の安定と向上や優秀な人材の確保にも貢献しております。このことは我が国の高等教育の約8割を担う私立大学等の教職員が安心して教育研究に専念できる環境を確保するとともに、私立大学等の経営の安定を通して、私学教育の充実及び振興に貢献することとなり、公共性の高いものとなっています。本事業の仕組み・役割は下図のとおりです。



退職資金交付事業の仕組み・役割

また、本事業の実施に当たっては、職種別の退職者の動向、給与の昇級率予測等について長期的な観点での分析により退職資金額を算定し、長期安定的な掛金率の設定等を行っています。

平成24年度の実績は、退職者約1万人に対し875億円の退職資金を交付しました。創設以来の累積は退職者27万人に対し1兆6,348億円を交付しています。



研修講演会活動

■退職金制度に係る調査研究

毎年、学校法人における退職金制度に関する退職金の支給状況、定年制度の実施状況等について全ての会員を対象に実態調査を行っています。これらの調査結果は、退職金の適正な水準の確立等本財団の退職資金交付事業の改善と充実に活かすとともに、ホームページへの掲載や印刷物として関係各方面への配付を行うことにより、私立学校全体の退職金制度の改善や関連分野における調査研究に寄与しています。

私立大学退職金財団報 第100号
平成24年度 退職金等に関する実態調査報告書

- 1 平成24年度退職金等に関する実態調査について
- 2 調査対象の範囲
- 3 調査対象の人数と調査結果
- 4 調査結果
- 5 退職金の支給状況
- 6 退職金の支給率
- 7 退職金の支給額
- 8 退職金の支給方法
- 9 退職金の支給時期
- 10 退職金の支給回数
- 11 退職金の支給額と支給率の推移
- 12 退職金の支給額と支給率の地域別・職種別比較
- 13 退職金の支給額と支給率の学歴別・年齢別比較
- 14 退職金の支給額と支給率の収入別・資産別比較
- 15 退職金の支給額と支給率の婚姻別・家族構成別比較
- 16 退職金の支給額と支給率の就業形態別・雇用形態別比較
- 17 退職金の支給額と支給率の勤続年数別・退職理由別比較
- 18 退職金の支給額と支給率の退職後の生活費・支出別比較
- 19 退職金の支給額と支給率の退職後の生活満足度別比較
- 20 退職金の支給額と支給率の退職後の生活費・支出の推移
- 21 退職金の支給額と支給率の退職後の生活満足度の推移
- 22 退職金の支給額と支給率の退職後の生活費・支出の地域別・職種別比較
- 23 退職金の支給額と支給率の退職後の生活満足度の地域別・職種別比較

毎年発行の実態調査報告書



広報資料

また、この調査研究の分析結果等の説明会や退職金関連の研修講演会を全国ブロックごとに開催し、私立大学等における退職金給付の効率的実施及び普及に努めています。

■ホームページアドレス <http://www.shidai-tai.or.jp>

申請サポートについて

内閣府では、各種申請サポートを無料で提供しています。これから内閣府に申請を予定されている法人におかれては、以下のサポートを活用して、早期の申請をお願いします。各サポートの予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

○申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。現在、平成25年度の相談会開催日程を検討中です。(本年度の日程は、決定次第、「公益法人information」に掲載します。)

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※7月の窓口相談は、6月6日(木)まで募集中です。

○まだまだ聞きたい点が多くある法人はこちら

<基礎的研修会の開催>(要事前申込)

移行申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が移行申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。

今回は6月27日(木)に開催します。

(電話)03-5403-9558 又は9548

(FAX)03-5403-0231

(メール) akio.nishimori@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎) 03-5403-9669

(時間) 平日10時~16時45分

○その他のサポート

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

御注意ください！

(公益法人を装った事業者に関する注意喚起について)

公益法人を装った事業者による勧誘行為について、消費者庁から注意喚起が公表されています。この注意喚起は「公益財団法人ハートライフクラブ」を名乗る事業者に関するものですが、当該事業者について内閣府又は都道府県が公益認定(特例民法法人からの移行認定を含む。)を行った事実はありませんので、御注意ください。

※詳細は「公益法人information」を御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

■活動を紹介しませんか■

本誌で活動を紹介する公益法人を募集しています。下記参照の上、積極的に御応募ください。

■応募手続

応募フォームは、「公益法人information」サイトの内閣府からの重要なお知らせにあります。法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

(<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>)

■本件問合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

(電話)03-5403-9524・9533

e-mail: koueki-info@cao.go.jp